

平成 30 年 6 月 28 日現在

機関番号：35412

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04007

研究課題名(和文) 障害・高齢者の刑余者支援の支援体制・労働環境に関する研究

研究課題名(英文) Research on the Support Systems and Labor Environment for the Disabled and the Elderly Ex-convicts

研究代表者

河野 喬 (Kawano, Takashi)

広島文化学園大学・人間健康学部開設準備室・講師

研究者番号：20738843

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：研究目的は、地域生活定着支援センターに着目し、障害・高齢刑余者支援の阻害要因・促進要素を明示することであった。インタビュー調査、配票調査、国際比較(スウェーデン、及びフランス)の結果、阻害要因は、制度の脆弱性、選択肢の狭隘性、人材育成の困難性であった。支援者の主観的報酬は、経済報酬が低かった。促進要素は、対等関係で行う支援、住宅保障及び職業訓練、当事者の役割獲得、が認められた。主観的報酬は、対人報酬、成長報酬、安定報酬が有意に高く、支援者は、価値ある実践分野であると認識していた。質的調査の結果、不安や不満が述べられた。本研究が量的検討のみならず質的検討を併せて取り組まれた意義はこの点にある。

研究成果の概要(英文)：The objective of this study has been to clarify the obstacles and challenges that inhibit support for elderly prisoners that have left correction facilities, as well as how to promote support for them by focusing on Sustained Community Life Support Center. From the results of interviews, distributed surveys, and international comparisons (Sweden and France), the hindrances shown were systematic vulnerabilities, narrowed options, and difficulties in human resource development. Supporters' subjective compensation was a low level of economic benefit. Factors that better enabled the group included support being carried out in an equal relationship, securing housing and job training, and securing active roles for those concerned. As for subjective compensation, interpersonal reciprocation, growth rewards, and stability were significantly high, and supporters recognized their work as a valuable field of practice. Based on qualitative surveys, anxiety and dissatisfaction were expressed.

研究分野：社会福祉学

キーワード：司法ソーシャルワーク 社会的孤立 障害・高齢刑余者 累犯者 地域包括支援 伴走型支援 主観的報酬 国際比較

1. 研究開始当初の背景

近年の統計資料からは、刑法犯全体の認知件数は減少傾向にあり、凶悪犯の認知件数は減少又は横ばいの傾向にある。一方、刑事施設の収容者に占める累犯障害・高齢者の比率が高まっており、新受刑者に占める知能指数(相当値)80未満の割合は40%を超え、65歳以上の割合は10%を超えている(警察庁,2016)。年齢と累犯の関係については、全年齢層と65歳以上を比較すると、初犯(1度)は12.4ポイントを下回り、6度以上の累犯者が22.2ポイント上回る。65歳以上の新受刑者の60%以上が累犯であることから、高齢となり判断能力、稼働能力が制限される人が、窃盗等を犯し、収監されている実態が浮かび上がる。障害・高齢等福祉的支援の必要な人が、多く服役している事実(法務省,2015)とともに、刑期の終了(満期釈放)まで収監される事例の多さ、満期釈放後の福祉的な関わりが必要であることが確認できる。

現在、刑期を満期で終えた障害・高齢の「刑余者」(かつて刑罰を受けたことがある人、前科のある人を意味する言葉)に対する福祉実践が注目されている(田島,2009)。刑事政策学では、刑事政策の科学化、犯罪(再犯)予防を図るため社会福祉学への接近と学際化の傾向がみられる(浜井,2010;大田,2013)。しかし、統計的、学術的には上記のような状況にある一方で、メディア・マスコミ報道による「体感治安の悪化」を背景とする「刑罰のポピュリズム」(Penal Populism)が拡大しているとの指摘がある。この厳罰化を求める動きについて、犯罪被害者支援の充実等の政策実現における推進力になっている側面があるものの、その非科学性と弊害が指摘されている(浜井,2011)。特に、刑余者支援は「犯罪加害者支援ではないか」との批判及び反発を受けやすい。そのため、根拠に基づいた必要性の検討、及び社会への周知・啓発が必要である。

上記の実態、及び研究動向を受けて、厚生労働省は2009年に「地域生活定着支援センター」創設した。同センターは、主に、刑期終了間際に支援を希望する「特別調整」対象者に対して、刑事施設入所中から退所後まで一貫した相談支援、フォローアップを行う拠点である。しかし、同センターは要綱に基づく国庫補助事業であることから、財政基盤及び法的地位が不安定であること等の課題が挙げられている。また、また前述したように、罪を犯した人を支援するという側面から、他の社会福祉援助職と比較した場合、支援者の感じる負担感等に特徴がある可能性がある。そのため、日本とフランスの国際比較を通して、支援体制及び労働環境の調査・分析を行い、質及び継続性の促進要素・阻害要因を明らかにする必要がある。このことが、本研究開始当初の背景及び問題意識であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、障害・高齢者に対する刑余

者支援の拠点となりつつある「地域生活定着支援センター」に焦点を当て、社会福祉労働の観点から、支援体制及び労働環境の調査・分析、及び国際比較(日本及びフランス等)を通して、日本の刑余者支援の阻害要因・促進要素を整理し、明示することである。

3. 研究の方法

(1) 高齢刑余者インタビュー調査

A氏(80歳代、男性、日本人、累犯により人生の半分を刑務所で過ごしたが、特別調整後の触法行為なし)を対象とする半構造化インタビュー(90分間)を行った。項目は、生活史、社会生活を取り戻した契機、等である。

(2) 自助団体支援者インタビュー調査

B氏(30代、女性、スウェーデン人、アルコール及び薬物依存歴あり、自助団体KRISの支援者※1)を対象とする視察の際に半構造化インタビュー(60分間)を行った。項目は、上記と同様である。通訳は学識経験者によって行われた。※2015年9月の訪問時

(3) 支援体制及び労働環境調査

① 項目

質問紙は、管理者を対象とした支援体制に関する調査、及び職員を対象とした労働環境に関する調査で構成した。管理者を対象とする質問紙は、法人種別、人員配置、事業収支、支援件数、支援及び運営上の課題(自由記述)等で構成した。職員を対象とする質問紙は、保有資格、勤続年数、就業・勤務形態、離職意図、及び勤務上の課題等の自由記述に加え、ヒューマンサービス従事者の主観的報酬尺度(The Subjective Rewards Scale for Human Service Profession 以下、SRS-HS)により構成した。SRS-HSは、医療・福祉従事者による予備調査を基に作成された25の質問項目からなり、対人報酬、経済報酬、成長報酬、社会報酬、安定報酬の5つの因子によって業務遂行に対する主観的報酬の高低を図ることができる(井川・中西・坂田・浦,2015)。

② 対象

全国48箇所の地域生活定着支援センターのうち、協力の意向を示した30箇所に質問紙を郵送し、23箇所から回答を得た(回答率47.9%)。職員調査は80名から回答を得た。

③ 期間

2017年8月～2018年2月

④ 統計的処理

SRS-HSスコアの分析には、HAD version16.20(清水,2018)を使用した。

(4) 倫理的配慮

上記(1)及び(2)のインタビュー実施の際には、A氏・B氏の両名に、研究目的、匿名性、調査協力をいつでも拒否できることを口頭及び

文章で説明し、特に、A 氏については、調査協力及び IC レコーダで録音することについての同意書を回収した上で実施した。なお、録音データは、匿名の逐語録を作成後、削除している。B 氏については、自助組織の支援者として活動をしていたため、匿名である必要はない旨の回答を得たが、本研究では実名での報告を行う必要がないため、「B 氏」とした。なお、本研究における全ての研究計画は、事前に所属機関の研究倫理委員会の審査を受け、承認を得て行った。

4. 研究成果

(1) 高齢刑余者が語る累犯の構造、社会生活回復の契機

A 氏の社会生活回復過程を、Figure 1 に示す。A 氏の場合、就労経験を重ねることなく嗜癖を有する状態となり、触法行為おこなったことをきっかけに、累犯・服役のサイクルを 50 年間繰り返す状態が継続した。その間、福祉的対応はなく、満期服役を繰り返すことによる社会的孤立を背景に「人生の大半を刑務所の中」という状態に陥っていた。その後、特別調整の制度化により、地域生活定着支援センターの支援員と出会い、累犯及び社会的孤立から脱することができた。同センター支援員という些細なことでも相談できる相手を得たことに加え、自らが支援する対象との出会いがあり、社会資源を活用するなかで社会的な役割を担いつつ、出所から 6 年が経過し、現在に至っている。

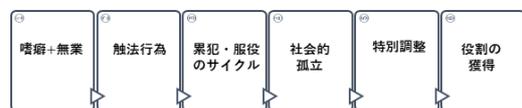


Figure 1 A 氏の社会生活回復過程

(2) 自助団体で支援者として働く意義

B 氏の社会生活回復過程を、Figure 2 に示す。B 氏はスウェーデン社会及び保護者の価値観に由来する「人は働かなくてはならない」という教えのもと、過労になるまで就労した結果、嗜癖の状態に陥った。日本とは異なり、スウェーデン社会では、嗜癖(特に、禁止薬物依存症)は、発覚当初から刑法ではなく医療の対象であるため、社会的に孤立することなく、自助団体「KRIS」での Motivator(支援者)としての役割を得て、社会とのつながりを回復した。その後、社会的評価を得る機会を通して社会とのつながりを広げ活躍した。



Figure 2 B 氏の社会生活回復過程

(3) 刑余者・触法者支援の国際比較

① 日本

日本の累犯者の多くは、帰住地の定まらぬまま満期釈放者として退所する(法務省,2015)。退所後、本人が一線を画すると感じ

る相手に支援を求めることは考え難く、嗜癖、無業等の脆弱性をもつ出所者は、社会的に孤立する傾向が強い。日本社会における刑罰のポピュリズムの影響もあり、前科は社会的排除のリスクを高めるスティグマとなっている。現在、刑事施設、保護観察所、及び地域生活定着支援センターの連携による「出口支援」としての刑余者支援が行われている。併せて、「入口支援」として地方検察庁に社会福祉士等が配置されるに至っており、福祉専門職が触法者及び刑余者に関わる司法福祉(司法ソーシャルワーク)の分野は、発展期にあると言える。但し、地域生活定着支援センター(単独設立)、あるいは地方検察庁に所属するソーシャルワーカーの地位は、未だ不安定である。

② スウェーデン

前述の B 氏の例からも、嗜癖及び無業等に起因する触法行為については、当初から、LPT(精神科強制入院法)、又は LRV(司法精神医療法)の対象として、医療的対応がなされる。「本人に障害がある場合には禁固してはならない」という方針により、司法裁判所ではなく行政裁判所、つまり刑罰ではなく、医療・福祉等による対象者の脆弱性に対する支援が検討されるため、社会生活回復に向けた取り組みが、当初から行われることになる。但し、重度な障害があり、他害の危険性が高い場合には、「司法精神医学保安所」(Regional Forensic Psychiatric Clinic)と呼ばれる、本人の治療及び社会の平安・秩序を保つ目的で置かれた機関に強制入院となる。この強制入院は、治療の効果が認められ、本人の出身県が退院を許可しない限りは解かれることがなく、本人が退所できない仕組みとなっている。司法精神医学保安所には、医療者だけではなく、研究者が多く所属しており、実績を重ねている。視察当時(2015年9月)、オランダ政府からの治療委託を受託しており、収益を上げているとの説明があった。そのため、優秀なスタッフの配置、待遇改善、及び職員教育に資金を用いることができるという好循環を生み出しているとのことであった。触法障害者に対する治療が、公益の効果だけでなく、収益にもつながることを示唆するものである。また、社会福祉の対象となる定義規定が非常に広く、根拠法である「社会サービス法」(Socialtjänstlagen; 略称 SoL)では、対象を「児童・青少年、高齢者、機能障がい者、アルコール・薬物中毒者、麻薬乱用者、長期療養者・高齢者・機能障がい者の世話をしている親族、犯罪被害者、及び負債がある人」と規定している。社会サービスとして、居住の場が含まれており、全集合住宅の5%が公営住宅として確保されているため、退所、退院後の住居確保は円滑に行われる。

支援者の多くは公務員であり、「労働と福祉課」(ARBETE OCH VÄLFÄRD)では、アルコール・薬物中毒者に対する、医療、福祉、就労支援、住宅保障を担当する部局が設けられている。また、職業訓練機関、NPO、及び企業との連

携も取られており、行政(及び、所属するソーシャルワーカー)が主体となって、社会生活のやり直しに向けた基盤整備を進めている状況を確認した。

そして、NPO による活動も活発であり、KRISをはじめとする自助団体に対する公的助成、コミュニケーションによる財政支援等、社会でやり直すための活動に対する社会的認識に成熟がみられた。

③ フランス

フランスの刑事手続き上、責任能力が問えない精神障害者による触法行為は、2008 年以前は予審免訴(non-lieu)となり放免されることが一般的であった。しかし、2008 年 2 月 25 日法律(触法精神障害者法)の成立により、特に重大な触法行為を行った場合の免責の法的手続きが厳格化され、今日に至っている。また、免責されたとしても、危険性及び再犯性が高い場合には、同法に基づき 10~20 年以内の安全措置を講ずることができる権限を予審部(chambre de l'instruction)に認めている。視察当時(2017 年)は、こうした厳罰化の流れと並行して、犯罪者の社会復帰に重点を置いた取り組みが行われていた時期であった。特に、受刑者の人権擁護、特に安全面・衛生面をはじめとする行刑施設改革の最中であった。刑事施設は、1960 年代に設置され老朽化した所が多く、併せて、過剰収容の問題が深刻化していた。視察地区を管轄するロリアン・プロムール刑務所では、収容定員 187 名に対して約 235 名が収監されていた(うち 10%が外国人受刑者)。フランス全土では、収容定員 58,681 名に対して、68,432 名(116.6%)が収監されており(Ministère de la Justice, 2017)、うち 2 万人が拘置所(Les centres de détention)に収容され続けていた。収容者には若い人が多く、嗜癖(特に、禁止薬物依存)の問題を抱える人が多く、精神科医師等の医療スタッフが支援に入っていた。こうした現状を受けて、フランスにおいても、司法と行政、及び福祉の連携による触法精神障害者に対する医療・福祉的支援が行われていた。

フランス司法省管轄の再犯防止・社会復帰の部署としては、社会復帰・保護観察所(SPIP)があり、2015 年時点で各県に 1 か所ずつ全国で 103 か所、裁判所や刑事施設併設支所が 169 か所設置されていた。そこで、直接支援を行う専門職が社会復帰・保護観察官(CPIP)であり、上記改革の流れを受けて大幅な増員が行われている最中にあった。但し、刑余者或いは触法者の日常生活における支援を実際に担うのは、アソシアシオン(Associations)と呼ばれる非営利市民団体であり、フランス刑務所管理局と、パートナーシップ協定を結ぶことで、刑余者だけでなく、時には受刑者に対して、①家族面会時に服役囚の子どもを一時的に預かる、②話し相手として刑務所を訪問する、③手紙の書き方を教える、④社会的支援(仕事、職業訓練など)を行う、⑤医療関係(アル

コール・薬物問題等)の支援、⑥就労活動、⑦教会による衣服等の提供、⑧宗教的な儀式、⑨教育(フランス語、職業訓練、パソコン指導など)、⑩大学生による芸術(演劇、アート)、⑪ヨガ・リラクゼーション、⑫金銭管理(相談)等の支援を行っていた。視察では、協定を結ぶ 17 のアソシアシオンのうち、AUXILIA、及び La Cimade、を訪問し、活動内容、支援体制、及び財政状況等についてインタビュー調査を行った。

AUXILIA は、社会的に排除された人々(疾病者、障害者、移民、及び触法者等)に対して住宅支援、職業訓練、及び教育を通じた社会への再統合を目的とするアソシアシオンである。受刑者支援としては、通信教育、及び資格取得支援を行っていた。法人代表者、及び施設管理者から、支援過程、支援体制、財政について聞き取りを行った結果は次のようなものであった。就労に向けた職業訓練に焦点を当てることで、法定給付を安定的な財源として経営を行っていること、離職率は非常に低く(昨年度は 1 名)、人材不足は起こっていないこと、職員の採用要件は「職業訓練ができる専門性を有すること」であり、対人援助の専門性は入職後の教育によって担保すること、地域社会の支援者を獲得するために、広報活動・ネットワークづくりに注力して成果を上げていること、等が語られた。

La Cimade は、第二次世界大戦中のアルザス=ロレーヌ地域からの避難民を支援するために設立された「CIM」(le Comité inter-mouvements)を前身とするアソシアシオンである。活動としては、外国人への法的支援、刑務所及び拘置所の環境改善等についての提言等を行っている。以前は刑事施設に唯一、単独で支援に入ることができるアソシアシオンとして、補助金による安定した財政を基盤として専門家及び正規職員を雇い、刑事施設の人権侵害の実態を指摘していたが、サルコジ大統領時代以降、競争原理により活動が難しくなっているとのことであった。具体的活動として、SPIP と連携した受刑者への言語、及び法的手続(例：滞在証明書取得)などの支援を行っていた。併せて、受刑者の権利擁護に向けた社会啓発等を行い、非権力的かつ対等な関係を強調した支援活動を展開していた。

フランスでは、社会的諸問題の解決が、多様なアソシアシオンに委ねられている状況を確認した。但し、アソシアシオンに所属する支援者からは、これを、アソシアシオンの両面性として批判的に捉えていること、政府による公的責任の後退として認識しているといった意見が語られた。

(4) 支援体制及び労働環境に関する全国配票調査

① 地域生活定着支援センターの現状

全国 48 箇所の地域生活定着支援センターの受託法人は、社会福祉法人が 32 箇所(うち

社会福祉協議会 8 箇所,社会福祉事業団 9 箇所,恩賜財団済生会 4 箇所),特定非営利活動法人が 6 箇所,一般社団法人及び公益社団法人が 9 箇所(うち社会福祉士会 8 箇所),都道府県が 1 箇所である。

回答のあったセンターの平均人員数は 5 名であった。事業収入に対する人件費支出比の平均は 87.4%と高率であり,単独事業としての発展的な経営が困難である現状が明らかとなった。人件費支出比 100%を超えるセンターが 3 箇所あり,運営法人の他事業から補填が行われている実態が確認できる。なお,センター管理者による,支援及び運営上の課題としては,「予算」,「資源」,「連携」,「ネットワーク」,そして「制度」が挙げられていた。

② 支援者の現状

回答のあった 80 名(男性 47 名,女性 32 名)のセンター職員の平均年齢は 46.7 歳 \pm 12.9 歳であった。うち 51 名が社会福祉士,精神保健福祉士,及び介護福祉士のうち,何れかの国家資格を有していた。教員免許保有者は 13 名であった。

SRS-HS を用いて支援者の主観的報酬について検討するために,支援者の平均値と中点を比較した。対人報酬は,中点よりも有意に高値を示した($t(76)=13.62, d=2.20, p<.01$)。対人報酬は,「クライアントやその家族から感謝されることがある」,「必要とされていると感じることがある」,「笑顔を見ることがある」,「援助していて充実感を感じる」といった質問項目からなる尺度である。先行研究では,対人報酬が高いとバーンアウトの症状が低減されることが示されている(井川他,2015)。自由記述において,「成育史を大切にしている」,「本人が幸せだと感じたことのエピソードを引き出すように努めている」,「人の人生の立て直しに伴走するのだから」等,クライアントの社会生活回復過程に大きな役割を担うことへの有用感が示された。支援が成功した場合に,ポジティブな結果を生み出すことができる業務特性が表れている。

経済報酬は,中点よりも有意に低値を示した($t(78)=-613, d=-.98, p<.01$)。経済報酬は,「現在の収入は妥当だと思う」,「収入に満足している」,「十分な昇給が保障されていると思う」といった質問項目からなる。Herzberg (1966)の動機づけ衛生理論によれば,経済報酬は,衛生要因にあたる。そのため,本尺度のスコアが低値であることは,すなわち離職などの行動に結びつきやすい。自由記述として,「経験と給料が見合っていない」といった,労働と対価の不一致への不満,「ギリギリの人数で業務を回しているはずなのに,正職員の雑用をすべて非正規職員がする」,「次年度の契約更新に影響が出るのではないか」という不安から,自分の意見を言いきれない」といった,地位の不安性,又は雇用上の待遇格差に起因した不満は,地域生活定着支援センターにお

ける支援者の経済的な事情を明確に示していると言えるだろう。

成長報酬は,中点よりも有意に高値を示した($t(78)=19.38, d=3.09, p<.01$)。成長報酬は,「新しいことを吸収できると感じる」,「成長につながると感じる」,「知識や技術の向上につながると感じる」,「自分自身のキャリアアップにつながる可能性があると感じる」といった質問項目からなる尺度である。自由記述には,「ある程度の経験がないと出来ない仕事」,「たくさんの人との出会いがあり,自分の生活,人生,価値観など振り返る機会がたくさんある」,「成長させてくれる」との前向きな記述がみられた。このことは,支援者にとって当該業務が成長をもたらす業務として認知されていることを示している。歴史を振り返ると,留岡幸助,石井亮一など明治期の篤志家によって切り拓かれた児童福祉・障害福祉の実践は,障害のある触法・虞犯少年少女の保護から始まっている。障害のある人への支援を怠ることが,彼らを犯罪被害者・加害者にしてしまうという現実と支援の必要性についての認識は,社会福祉学では時代を越えて,現代においても共有されていることを示唆する内容である。

社会報酬と中点の間には有意な差が認められなかった($t(78)=1.62, d=.26, n.s$)。社会報酬は,「社会的に安定した評価を受けていると感じる」,「他職種や同僚から理解,尊重されていると感じる」,「社会の役に立っていると感じる」といった質問項目からなる尺度である。自由記述において,「仕事をしていく上で,制度等の様々な問題にぶつかることがある」,「事業の理解が進まない。社会で特別調整対象者を支えられる法人,キーパーソンが少ない。」等,社会的な理解及び協力を得難い状況が述べられた。また,業務自体は社会的意義があると述べつつも,「実施主体の予算,それに伴う人員配置に限界があり,人手不足に尽きる」,「全てではないが,触法障がい者の支援よりも法人を守ることを優先しているところがある」,「行動障害がある対象者を病院が拒否することがある」,「これまでの経験が生かされていない点,処遇に不満がある」,「発言権がない」,「業務威信が低い」等の課題が記されていた。解析結果は,支援者本人が不当にあつかわれているとは捉えていない状態であることから,慎重な解釈を要する。

安定報酬は,中点よりも有意に高値を示した($t(76)=7.61, d=1.21, p<.01$)。安定報酬は,「転勤(転居などを伴うもの)の可能性が高い」,「解雇やリストラなどの危険性が高い」,「休みが保障されず休日出勤などの可能性が高い」,「他の職業と比べて残業が多い」といった質問項目からなる尺度である。自由記述において,「来年もあるのか?契約は更新されるのか?」,「制度化されておらず,毎年予算が変動する為,我々自身が定着できていない」,「早期に安定した事業にして欲しい」等,身分及び事業の不安定性についての指摘が

見られた。

(5) 研究の全体的成果

本研究は、地域生活定着支援センターに焦点を当て、支援体制及び労働環境の調査・分析、国際比較を通して、日本における障害・高齢刑余者支援の阻害要因・促進要素を整理し、明示することを目的に行った。

インタビュー調査、及び配表調査によって分かった刑余者支援の阻害要因は、基盤となる制度の脆弱性、選択肢の狭隘性、人材確保・育成の困難性である。特に、主観的報酬では、経済報酬が低いことが明らかとなった。

一方、刑余者支援の促進要素には、対等関係で行う支援、住宅保障及び職業訓練、当事者の役割獲得、が認められた。主観的報酬の観点からは、対人報酬、成長報酬、安定報酬が有意に高く、支援者自身は、価値ある実践分野であると認識されていた。しかし、自由記述には、不安や不満が質的に述べられており、それらのネガティブな意見は運営法人が小さい場合や、非常勤職員等の不安定な地位に置かれている場合ほどに記されていた。本研究が量的検討のみならず質的検討を併せて取り組まれた意義はこの点にある。

スウェーデン及びフランスにおいて、刑余者支援とくに障害・高齢刑余者に対する処遇が、司法ではなく福祉で取り込まれることに法的な整備が行われていた。スウェーデンでは、障害刑余者支援が公的部門として確立していた。そして、自助団体等において役割を獲得することを通して回復する過程が、社会的に用意されていた。これは、日本における前科のある者に対する社会的排除の過程と対照的である。フランスにおいては、刑余者支援と難民問題が、アソシアシオンのような非営利市民団体によって柔軟に取り込まれることを通して、同様の権利擁護の課題として扱われていた。また、福祉人材確保・育成においては、医療・福祉に限定した資格制度に基づく育成課程ではなく、指導内容に応じた免許を保有し、その後に対人援助の公的資格を取得できるようにすることで、支援希望者が社会福祉労働に従事する際の障壁を和らげていた。そのため、福祉人材確保における閉塞感は感じられなかった。両国民の社会的領域の諸問題に対する認識の成熟と創意工夫を感じさせる調査結果である。但し、これらは両国の実践現場での聞き取りであることから、個々の市民においても共有化された認識であるかどうかは確認できていない。今後の課題として位置づけておきたい。

なお、研究で得られた資料及びデータは、現在、更に分析を進めている。全国の地域生活定着支援センターについては、調査協力を得たセンターだけでなく、今回協力が得られなかったセンターに対しても報告書を提出する計画である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- (1) 河野喬, 道下整, 田中洋子, & 石倉康次. (2015). 新受刑者の動向と地域生活定着支援センター. 社会情報学研究, 20, 1-7.
- (2) 河野喬. (2016). 障がい者福祉と触法障がい者の社会復帰支援: スウェーデンと日本の比較. 総合社会福祉研究, 47, 92-102.
- (3) 河野喬, Gurvan MAILLARD DE LA MORANDAIS, 道下整, 田中洋子, 井川純二, & 石倉康次. (2017). フランス非営利市民団体 (アソシアシオン) による受刑者支援: Le Cimade Lorient の視察報告. 社会情報学研究, 22, 75-82.

[学会発表] (計 2 件)

- (1) 河野喬. (2016). 障害者福祉と触法障害者の社会復帰支援: スウェーデンと日本の比較, 総合社会福祉研究所第 22 回社会福祉研究交流集会, 2016 年 9 月 4 日, 口頭発表, 立命館大学衣笠キャンパス.
- (2) 河野喬. (2017). 障害・高齢刑余者支援における非権力的支援についての検討: 刑余者に対するインタビュー調査を題材として, 日本社会福祉学会第 65 回秋季大会, 2017 年 10 月 22 日, 口頭発表, 首都大学東京南大沢キャンパス.

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況(計 0 件)

○取得状況(計 0 件)

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河野 喬(KAWANO Takashi)

広島文化学園大学・人間健康学部・講師
研究者番号: 20738843

(2) 研究分担者

石倉 康次(ISHIKURA Yasuji)

立命館大学・産業社会学部・教授
研究者番号: 40253033

井川 純一(IGAWA Junichi)

大分大学・経済学部・准教授
研究者番号: 90748401